

情報提供の手引【特許編】

2025年 2 月

特許庁

目次

1. はじめに	3
2. 情報提供をしたいとき	4
2.1. 情報提供ができる時期	4
2.2. 対象となる拒絶理由	6
2.3. 提出する刊行物等	6
2.4. 刊行物等提出書の作成	7
(1) 刊行物等提出書の記載例	8
2.5. 【提出する刊行物等】について	11
(1) 【提出する刊行物等】欄の記載	11
(2) 提出する刊行物等の添付	12
2.6. 【提出の理由】欄の記載	14
(1) 効果的な情報提供とするために	14
(2) 【提出の理由】欄の記載例	15
2.7. インターネット出願ソフトを利用した情報提供	17
(1) 改行、文字装飾、表などを用いる場合の注意点	17
(2) ファイルを添付する場合の注意点	18
(3) 匿名で情報提供する場合について	18
2.8. 情報提供をしたあと	19
(1) 出願人への通知、J-PlatPatへの掲載等	19
(2) 情報提供者へのフィードバック	19
(3) 情報提供者の情報提供に関する面接等の機会	20
(4) 提供された情報の閲覧・交付等	20
2.9. その他	21
3. 自己の特許出願に情報提供がされたとき	22
3.1. 出願人への通知	22
3.2. 提供された情報の確認方法	23
4. 出願人以外の第三者が、他者が提供した情報の確認をしたいとき	24
5. 参考情報	25

1. はじめに

情報提供の手引【特許編】（以下「手引」という。）は、特許出願に対する情報提供制度（特許法施行規則第13条の2）について、情報提供者、出願人その他の者が手続をする際に参考となる情報をまとめたものです。

※実用新案登録出願に対する情報提供、特許権・実用新案権の設定登録後の情報提供、商標登録出願に対する情報提供については、参考情報を掲載するにとどめます。

※意匠出願、登録された意匠に対する情報提供制度はありません。

※本「手引」では以下のとおり略称します。

- ・特許法 → 特
- ・特許法施行規則 → 特施規
- ・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 → 特例法

<「手引」に関する問合せ>

●審査に関する問合せ（前置審査含む）

特許庁審査第一部審査基準室

E-mail: PA2A10@jpo.go.jp

電話：03-3581-1101 内線3112

●審判に関する問合せ（前置審査除く）

特許庁審判部審判課審判企画室

E-mail: PA6B00@jpo.go.jp

電話：03-3581-1101 内線5852

2. 情報提供をしたいとき

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していないこと等についての情報を審査官・審判官（以下「審査官等」という。）に対して提供することができる制度です¹。審査官等は審査・審理（以下「審査等」という。）の際に、提供された情報を確認し、判断の参考としています。

● 情報提供をできる者

誰でもできます²。匿名でも可能です。

<注意点>

情報提供者は出願の当事者ではないため、情報提供者は審査官等と連絡を取ることはできません。例えば、審査等の着手時期を審査官等からお答えすることや、情報提供のために審査等を待つて欲しい、提供した情報の内容を審査官等に説明したい等の御要望にお応えすることはできません。

2.1. 情報提供ができる時期

特許出願後は、審査請求の有無を問わず、いつでも情報提供をすることができます³。例えば、審査着手前、最初の拒絶理由通知後、出願人の補正後、拒絶査定不服審判の請求後等に、情報提供をすることができます。回数制限はないため、出願人の補正内容を考慮して再度の情報提供を行うことも可能です。

なお、審査官等が審査等に着手する時点で審査官等に利用可能となっていない情報提供は考慮することができません。審査官等が審査等の判断において確実に提供された情報が

¹ 特施規第13条の2。

² 代理人について、日本国内に住所又は居所を有する者は、代理人によらなくても手続が可能です。在外者（日本国内に住所又は居所を有しない者）は、日本国内に住所又は居所を有する代理人（特許管理人）によって手続をする必要があります。

³ ただし、特許出願が特許庁に係属しなくなった場合（例えば、拒絶査定が確定した特許出願、放棄され、取り下げられ、若しくは却下された特許出願又は既に特許権の設定登録がされた特許出願）については、特施規第13条の2に基づく情報提供をすることはできません。特許権の設定登録後は特施規第13条の3に基づき、また実用新案登録出願及び実用新案登録に対しては実用新案法施行規則第22条、実用新案法施行規則第22条の2に基づき情報提供することが可能です。

考慮されるよう、できる限り早いタイミングでの提供をお願いします。出願ソフトを利用して情報提供をすると、早期に提供された情報を審査官等が利用可能となります⁴。

● 特許出願の状態の確認

特許出願の状態は、以下の方法で確認することができます。

・ [特許情報プラットフォーム J-PlatPat](#)

特許出願の内容や経過情報（審査請求・審判請求の有無、拒絶理由通知・補正書の有無及び内容等）を確認することができます。

・ [特許審査着手見通し時期照会](#)

審査未着手出願の着手時期の目安を特許庁HPでお知らせしています。

・ [特許審査着手状況の問合せ](#)

審査請求がされている特許出願について、審査着手予定時期や審査着手後の状況を、問い合わせることができます。

問合せができる者は、特許出願の特許出願人または代理人、出願審査請求人（他人請求人）、既に情報提供をした者⁵、仮専用実施権者または仮通常実施権者のいずれかに該当する方のみです。

・ [審判着手状況の問合せ](#)

拒絶査定不服審判が請求されている特許出願について、審判着手予定時期や審判着手後の状況を、問い合わせることができます。

問合せができる者は、特許審査着手状況の問合せができる者と同様です。

⁴ 出願ソフトを利用した場合は最短1日、紙提出（郵送・窓口）の場合は3週間以上かかります。

⁵ 匿名での情報提供の場合は、情報提供者であることが確認できないため、問合せができません。また、情報提供を予定しているという理由では問合せができません。

2.2. 対象となる拒絶理由

次の拒絶理由に関する情報を提供することができます^{6,7}。

特第17条の2第3項	新規事項追加
特第29条第1項柱書	非発明又は産業上利用可能性の欠如
特第29条第1項	新規性欠如
特第29条第2項	進歩性欠如
特第29条の2	拡大先願
特第39条第1項から第4項	先願
特第36条第4項第1号	明細書の記載要件違反
特第36条第4項第2号	先行技術文献情報開示要件違反
特第36条第6項第1号～第3号	特許請求の範囲の記載要件違反
特第36条の2第2項	原文新規事項追加

2.3. 提出する刊行物等

刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類（以下「刊行物等」という。）を提出することにより、特許出願が拒絶理由を有する旨の情報提供を行います⁸。

⁶ 特施規第13条の2第1項各号を参照。次の拒絶理由については、情報提供をすることはできません。

特第17条の2第4項（発明の特別な技術的特徴を変更する補正）、特第25条（外国人の権利の享有）、特第32条（公序良俗違反）、特第37条（発明の単一性）等。

⁷ 特許権の設定登録後に特許に対して情報を提供する場合は、無効理由に関する情報を提供します。対象となる無効理由は、特施規第13条の3第1項各号を参照。

⁸ 出願ソフト（2.7参照）を利用するときは、刊行物等の電子ファイルを提出します。

● 提出できるもの（例）

- ・ 特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面の写し
- ・ 書籍の写し
- ・ カタログ
- ・ 実験報告書
- ・ 標準・規格関連文書
- ・ 講演・説明会等において説明されたことを示す講演用原稿
- ・ 公然実施された発明に係る機械装置について記載した書類
- ・ インターネット等に掲載された情報の内容をプリントアウトしたもの

● 提出できないもの（例）

「書類等」に該当しないもの、例えばDVD、ビデオテープ、装置そのもの⁹。

2.4. 刊行物等提出書の作成

- ・ 情報提供は「刊行物等提出書」¹⁰を提出することにより行います。
- ・ 「提出の理由」欄では、特許出願が有する拒絶理由について簡潔・明確に説明します。
- ・ 出願ソフトを利用して提出する場合は、「提出の理由」欄への記載事項をPDFファイル形式の「別紙」として作成し、「提出の理由」欄には「別紙〇〇を参照」と記載して、「別紙」を刊行物等提出書に添付して提出することで、改行、文字装飾（下線、上付／下付文字）、表等を利用して説明をすることができるため、より効果的です。
- ・ 出願ソフトを利用する場合は、「2.7. インターネット出願ソフトを利用した情報提供」も参照してください。

⁹ 録画等の動画データやインターネットに掲載された動画等に関する情報を提出する場合は、動画に関する情報を記載した書類の形式にして、提出してください（詳細は「2.5」の「●動画に関する情報を提出する場合」を参照）。

¹⁰ 特施規様式第20。[（独）工業所有権情報・研修館のHPからダウンロード可能。](#)

(1) 刊行物等提出書の記載例

● 匿名で情報提供する場合

【書類名】 刊行物等提出書

【提出日】 令和7年2月13日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2022-456789

国際出願の国内移行に係る出願であってその出願番号が公表されていないときは

【出願番号】の代わりに以下のとおり記載

【国際出願番号】 PCT/IB2023/098764

【出願の区分】 特許

審判に係属中のものについて、審判番号が分かるときは

【審判番号】の欄を設けて以下のとおり記載

【審判番号】 不服2023-123456

【出願番号】 特願2022-456789

【提出者】

【住所又は居所】 省略

【氏名又は名称】 省略

【提出する刊行物等】 別紙「提出する刊行物等の一覧」を参照。

提出する刊行物等の書誌的事項を記載。

記載例は「2.5(1)【提出する刊行物等】欄の記載」を参照。

【提出する刊行物等】欄への記載事項は「別紙」として作成して添付してもよい。

(【提出物件の目録】欄に「別紙」の名称を記載する。)

【提出の理由】 別紙「提出の理由」を参照。

特許出願が有する拒絶理由について説明。

記載例は「2.5(1)【提出する刊行物等】欄の記載」を参照。

【提出の理由】欄への記載事項は「別紙」として作成してもよい。※出願ソフトを利用する場合は特に推奨

(【提出物件の目録】欄に「別紙」の名称を記載する。)

(次ページへ続く)

(前ページの続き)

【提出物件の目録】 添付書類があるときは【提出物件の目録】欄を作成し目録を記載

【物件名】 提出する刊行物等の一覧 1

物件の数
(基本的には1)

【物件名】 提出の理由 1

【物件名】 証拠3_特許次郎「人工知能－入門編」 1

出願ソフトを利用するときであって添付ファイルがある場合は

【添付物件】【物件名】【内容】欄を追加して下記を記載。

【添付物件】

【物件名】 提出する刊行物等の一覧

【提出物件の目録】の【物件名】と対応する
【添付物件】の【物件名】は同じ名称にする

【内容】 [提出する刊行物等の一覧.pdf](#)

PDFファイルやイメージファイルのリンクを挿入

【物件名】 提出の理由

【内容】 [提出の理由.pdf](#)

【物件名】 証拠3_特許次郎「人工知能－入門編」

【内容】 [証拠3_特許次郎「人工知能－入門編」.pdf](#)

添付ファイルは下記のとおり一つのファイルにまとめることも可能

【提出物件の目録】

【物件名】 刊行物名、提出の理由、刊行物等一式 1

【添付物件】

【物件名】 刊行物名、提出の理由、刊行物等一式

【内容】 [刊行物名、提出の理由、刊行物等一式.pdf](#)

● 実名で情報提供をする場合

【書類名】 刊行物等提出書

【提出日】 令和7年2月13日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2022-456789

【提出者】

【識別番号】 123456789

【識別番号】を持つ者は記載。

【住所又は居所】 123-4567 東京都千代田区〇-〇-〇

【氏名又は名称】 株式会社 パテント

【代表者】 発明 太郎

法人が情報提供する場合は【代表者】欄を設けて代表者氏名を記載。

【代理人】

代理人がいる場合は【代理人】欄を設けて住所、名称、代表者名等を記載。

【識別番号】 987654321

【住所又は居所】 123-4567 東京都千代田区〇-〇-〇

【氏名又は名称】 弁理士法人 ぱてんと

【代表者】 弁理士 次郎

【提出する刊行物等】 別紙「提出する刊行物等の一覧」を参照。

【提出の理由】 フィードバックを希望する。別紙「提出の理由」を参照。

フィードバックを希望する場合は【提出の理由】欄の最初に「フィードバックを希望する」と記載。

以下は匿名で情報提供する場合と同じ。

2.5. 【提出する刊行物等】について

(1) 【提出する刊行物等】欄の記載

【提出する刊行物等】欄には、提出する刊行物等の書誌的事項（刊行物名、公開日等）を記載します。刊行物等中の参照箇所を特定できる場合には、ページ数や段落番号を記載することにより、その箇所を特定します¹¹。

書誌的事項の記載要領は、特許・実用新案審査ハンドブック1207「特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項」も参考にしてください。

● 【提出する刊行物等】欄の記載例

証拠1：特開2020-789012号公報，2020年4月1日公開（添付を省略）

証拠2：特許太郎，“材料開発最前線”，週間とつきよ，2022年2月1日，第2巻，第3号，p.52－58

証拠3：特許次郎，「人工知能－入門編」，第2版，株式会社パテ丸，2010年11月1日発行，p.123－127

証拠4：新崎準，“新技術の動向”，[online]，2021年4月1日公開，特許学会，データベースABC，[2021年7月30日検索]，インターネット<URL：http://tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html>，「1.1.1章」～「1.1.4章」

証拠5：「[特許庁] ひらめく！かいてん博物館～手回し計算機～」，YouTube [online] [video]，特許庁，2022年3月25日，[2023年6月19日検索]，<https://www.youtube.com/watch?v=AhJuH3WS284>，0:25～2:57

著者名、発行国、発行所、巻数、号、媒体のタイプ等の記載は、刊行物等を特定することが可能と考えられる限りにおいて、省略することができます。

¹¹ 参照箇所について、【提出の理由】欄で言及する場合、添付する刊行物等において参照箇所をマーキングする場合、その他の手段で参照箇所が明示されている場合等は、必ずしも、【提出する刊行物等】の欄で参照箇所を記載する必要はありません。

- **（例）証拠 1：特許文献**

公報番号、公開日、参照箇所の順に記載します。

公報の添付を省略する場合は、「(添付を省略)」と記載します。

- **（例）証拠 2：逐次刊行物**

著者名、論文名(記事のタイトル)、刊行物名、発行国、発行所、発行年月日、巻数、号数、ページの順に記載します。

- **（例）証拠 3：書籍**

著者名、書名、版数、巻数、発行国、発行所、発行年月日、ページの順に記載します。

- **（例）証拠 4：インターネット等で検索した電子的技術情報**

著者名、表題、媒体のタイプ、掲載年月日(発行年月日)、掲載者(発行者)、掲載場所(発行場所)、検索日、情報の情報源及びアドレス、参照箇所の順に記載します。

- **（例）証拠 5：インターネット等で検索した動画**

作者、動画タイトル、動画サイト名、媒体のタイプ、公開形式、掲載場所、掲載者（動画投稿者）、掲載年月日(アップロード年月日)、検索日、情報のアドレス、参照箇所の順に記載します。

(2) 提出する刊行物等の添付

【提出する刊行物等】に記載した刊行物等や「別紙」とした書類等（【提出する刊行物等】や【提出の理由】の内容を記載した「別紙」）は刊行物等提出書に添付して提出します。

- ・【提出する刊行物等】に記載した刊行物等は、原則として書類を添付します。ただし、提出する情報が特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に蓄積されている公報である場合は、刊行物等提出書の【提出する刊行物等】の欄に公報番号を記載し、公報の添付を省略することができます（上記「●【提出する刊行物等】欄の記載例」の証拠 1 を参照）。

- ・審査官等が提供された情報の内容を理解できるよう、参照箇所及び必要に応じてその前後等の適切な範囲を添付してください。刊行物等の全ページを添付する必要はありません。
- ・書籍等については、公開日等の確認のため、奥付も添付して下さい。奥付がなく公開日を確認できない場合は、審査官等が引用文献として採用できない場合があります。
- ・外国語で記載された情報について、参照箇所の翻訳文も添付することが推奨されます（翻訳文の提出は義務ではありません）。
- ・刊行物等においては、下線や枠囲み等を付して、審査官等に参照箇所をわかりやすく提示することができます。

● 動画に関する情報を提出する場合

動画に関する情報を提供する場合、動画の開示内容を説明する記載及び参照シーンをキャプチャ¹²した画像（動画を視聴しなくても情報を把握できるだけの十分な枚数が望ましい。）を貼付した文書を、刊行物等提出書に添付します。インターネットに掲載された動画については、動画が視聴できるURLも記載します。

・動画の開示内容を説明する記載例

証拠 5 には、レバーを第一の数字（A）にセットした後、手回し計算機の取っ手を一回転させ、次にレバーを第二の数字（B）にセットした後、再度手回し計算機の取っ手を一回転させることにより、両者の合計（A + B）の計算を行うことが可能な手回し計算機の発明が示されている（特に、0 : 5 5 ~ 1 : 1 7 を参照。）。

¹² 同一画像内に、動画タイトル、アップロード日、URLが含まれるようキャプチャすることがより望ましい。

2.6. 【提出の理由】欄の記載

特許出願が拒絶理由を有するものであるとする理由を記載します。

(1) 効果的な情報提供とするために

「提出の理由」の書き方に決まりはありませんが、審査官等が情報提供の内容を理解しやすいよう、**簡潔かつ論理的に説明**することが望まれます。

例えば、以下の点を考慮することが有効です。事案に応じてこれらを考慮して説明をお願いします。

- ・ **簡潔かつ論理的に、ポイントを絞って説明**する。
- ・ 審査基準・ハンドブックの記載ぶりに沿って説明する。
- ・ 審査官の拒絶理由通知の記載ぶりにならって説明する。

例：進歩性を否定する場合は、一致点、相違点、論理付け、引用発明と比較した有利な効果を参酌すべきでない理由等を説明する。

- ・ 刊行物等の参照箇所を示し、開示内容を簡潔に示す。

添付する刊行物等においては、参照箇所を下線や枠囲み等で指摘する。

- ・ 刊行物等の位置付けが明らかであれば、刊行物等の名称と参照箇所を提示するだけの簡易的な記載でも有効なケースがある。

例：新規性を否定する文献であることが極めて明らかなケース。

- ・ 複数の刊行物等から進歩性を否定する場合は、刊行物等の位置付け（主引例、副引例、周知技術を示す文献）や論理付けも説明する。
- ・ **対比表を利用して**、本願発明と刊行物等に記載の発明とを構成毎に対比して、構成要素の充足を確認する（下記「記載例2」を参照）。

※対比表を利用することで、本願発明の全ての構成要素を刊行物等が開示しているか、適切な論理構成となっているか等を確認することができます。情報提供の提出書類として対比表は必須ではありませんが、刊行物等提出書の作成段階における検討の際は、対比表を利用した確認をすることを推奨します。

(2) 【提出の理由】欄の記載例

「提出の理由」の記載例を示します。

※当該記載例に従わなければならないものではありません。

● （記載例 1）新規性を否定する刊行物等であることが明らかな場合

刊行物等の位置付けが明らかであれば、拒絶理由の種類と刊行物等の参照箇所を提示するだけの記載でも有効なケースがあります。

（例 i） 証拠 1（段落〇〇）は本願請求項〇に係る発明の構成を開示している。よって、請求項 1 に係る発明は新規性がない。

● （記載例 2）進歩性を否定する刊行物等であることが明らかな場合

（例 ii） 本願請求項〇に係る発明と証拠 1（段落〇〇、図 1 等）記載の発明は、〇〇の点で相違する。しかし、当該相違点は証拠 2（段落〇〇）に記載されており、〇〇ため（動機付けについて説明）、容易に想到し得る。

（例 iii） 本願請求項〇に係る発明の「〇〇」の構成は、証拠 1（段落〇〇を参照）、証拠 2（第〇頁第〇～〇行を参照）に示されるように周知の技術である。

● （記載例 3）進歩性等の拒絶理由について本願と刊行物等とを対比して詳細に説明する場合

複数の刊行物等に記載の発明や周知技術に基づき進歩性を否定する場合や論理付けが複雑な場合は、それぞれの刊行物等の位置付け（主引例、副引例、周知技術を示す文献）や論理付けを丁寧に説明することが有効です。

（例 iv）

1. 概要 どのような拒絶理由を有するのか簡単に説明

本願請求項〇に係る発明は、証拠〇～〇に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

2. 対比・検討

一致点と相違点を示し、本願発明が証拠に記載の発明であること、又は証拠に記載の発明に基づいて容易に発明することができたものであることとする理由を説明

対比表

請求項に記載の発明と証拠に記載の発明と構成毎に比較

請求項	本願	証拠	証拠の位置付け（主引例、副引例、周知技術等）を明確にする
1	構成 A : . . . と、 構成 B : . . . と、 構成 C : . . . を備える装置。	証拠 1（主引例）には、 A . . . (【0 0 1 0】)、 B . . . (【0 0 1 1】) が開示。 C の . . . は設計的事項	
2	構成 D : . . . 請求項 1 記載の装置。	証拠 2（副引例）には、 D . . . (【図 1】) が開示。	
3	構成 E : . . . 請求項 1 又は 2 記載の装置。	. . . の構成はいずれも設計的事項	
4	構成 F : . . . は△△の条件下において○○の強度である、請求項 3 記載の装置。	証拠 3（p.197 第 1～20 行）に記載の○○は、. . . こと（理由）から、△△の条件下において○○の強度を示すと推認できる。	
5	構成 G : . . . 請求項 4 記載の装置。	証拠 4（p.127 第 15 行～30 行）、証拠 5（第 2 頁第 9～12 行）（いずれも G の . . . の周知例）	
説明・要点	・ 請求項 1 に係る発明について 証拠 1 に記載の発明から容易。 . . . の点は設計的事項。 ・ 請求項 2 に係る発明について 証拠 1 との相違点は「○○」。 証拠 1 に記載の発明と証拠 2 に記載の発明とは、○○という課題が共通し、 . . . (※論理付けを説明) であるから、証拠 1 に記載の発明に証拠 2 に記載の発明を適用して、本願発明と証拠 1 発明との相違点に係る構成とすることは容易。 ・ 請求項 3 について . . .		

- **（記載例 4）新規性・進歩性以外について情報提供をする場合**

（例 v）

本願請求項○に係る発明は、本願明細書の段落○○を参照すると、・・・であるから（理由を記載）、○○要件違反である。

2.7. インターネット出願ソフトを利用した情報提供

情報提供は、インターネット出願ソフト（以下「出願ソフト」という。）を利用してオンラインで行うことができます¹³。出願ソフトを利用して提出された情報は、**最短 1 日で審査官等が利用可能となる**ため、出願ソフトでの提出を推奨します。また、**出願ソフトを利用する場合でも匿名で行うことができます**。

出願ソフトを利用するときの「刊行物等提出書」の記載例は、「2.4(1)刊行物等提出書の記載例」を参照してください。

（1）改行、文字装飾、表などを用いる場合の注意点

出願ソフトでは、【提出する刊行物】欄及び【提出の理由】欄では、改行、文字装飾（下線、上付／下付文字）、表などを利用することができません¹⁴。Wordで下線等を付した文書を作成しても、出願ソフトに読み込ませると下線等が消えてしまいます¹⁵。

そのため、改行、文字装飾、表などを利用する場合は、【提出する刊行物】や【提出の理由】の内容をPDFファイル等の別ファイルとして作成し、刊行物等提出書に添付する形式（【内容】欄へリンクを挿入）で提出してください。その場合、【提出する刊行物】や【提出の理由】欄等には、「別紙○○参照」と記載します¹⁶。

¹³ 郵送、窓口でも手続可能です。

¹⁴ 出願ソフトサポートサイトQ&A「[5. 刊行物等提出書の【提出する刊行物等】・【提出の理由】で改行しているのに、送信ファイルでは繋がって表示されます。](#)」

¹⁵ 出願ソフトサポートサイト手続関係の留意事項「[刊行物等提出書の【提出する刊行物等】・【提出の理由】に改行を使用したい場合の記載例](#)」

¹⁶ [出願ソフト 操作マニュアル Ⅲ書類作成編 第2章2.7添付書類の記事の記載方法](#)

(2) ファイルを添付する場合の注意点

- ・ PDF フォーマット1.2～1.7 に準拠した形式のPDFファイルを使用できます。
- ・ PDFファイルには、なるべく全てのフォントを埋め込んでください。フォントが埋め込まれていない場合、特許庁の環境では正しく表示されないことがあります。
- ・ パスワード等のセキュリティ設定はしないでください。

(3) 匿名で情報提供する場合について

- ・ J-PlatPatの審査書類情報照会や閲覧・交付（2.8(4)を参照）においては、識別番号や情報提供者を特定できるような情報は表示されません。また、審査官等に対しても情報提供者を特定できるような情報は提供されません。出願人等からの情報提供者に関する照会にも一切応じておりません。

ただし、以下の点に御注意ください。

- ・ 提出する刊行物等に、個人情報等の第三者に閲覧されたくない情報が記載されている場合は提出前に該当箇所を黒塗りで隠す等、情報の取扱いには十分注意してください。
- ・ PDFファイル等については、ファイルのプロパティ等に作成者情報が設定されている場合があります。匿名で提出する場合は、作成者情報を削除する等、十分に御注意ください。

2.8. 情報提供をしたあと

(1) 出願人への通知、J-PlatPatへの掲載等

- ・ 情報提供があったことは、特許出願人に通知されます（「3.1. 出願人への通知」参照）。
- ・ 情報提供があったことは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に掲載されます。
対象案件の「出願情報」の「審査記録」の欄に「刊行物等提出」と表示されます。
- ・ J-PlatPatでは、審査官等が通知した拒絶理由通知の内容、出願人の補正内容等を確認することができます。補正内容を考慮して、再度の情報提供を行うことも可能です¹⁷。
- ・ **J-PlatPatのRSS機能を利用することで、注目している特許出願の案件情報（審査請求、補正書、拒絶理由、査定等）の更新をRSSリーダーで確認することができます¹⁸。**
情報提供をした特許出願のURLを登録することで、情報提供後に拒絶理由等が通知されたときには更新情報を自動的に受信することができ、**提供した情報が拒絶理由通知等で利用されたか等を確認することができます。**

(2) 情報提供者へのフィードバック

情報提供者は、希望することで¹⁹、提供した情報の利用状況についてフィードバックを受けることができます²⁰。匿名での情報提供の場合は、フィードバックを受けることはできません²¹。

¹⁷ 審査官等は、出願人の手続補正書・意見書を確認して、拒絶理由がないと判断すれば、早期に特許の査定・審決をすることがあります。情報提供のために審査等を待つことはしておりませんので、情報提供を予定している場合は、できるだけ速やかに情報提供を行ってください。

¹⁸ J-PlatPat 利用の手引「[Q. RSS機能の利用方法を教えてください。](#)」

¹⁹ 「2.4. 刊行物等提出書の作成」を参照

²⁰ ・「情報提供に対するお知らせ」が特許庁から封書で送付されます。

・ フィードバックは、情報提供後の審査官等による最初の起案時に行われます。提供された情報が拒絶理由通知書等に利用されたかどうかのフィードバックであり、最終的な審査等の結果や利用採否の理由のフィードバックではありません。最終的な審査結果等は、J-PlatPat等で御確認ください。

・ 「利用状況」とは、審査官等が拒絶理由通知・補正却下の決定・前置報告などを作成する際にその情報を利用したかをいいます。

²¹ 匿名で提出した場合であっても、提供した情報が拒絶理由通知等で利用されたかどうかは、J-PlatPatで「拒絶理由通知書」等を見て確認することができます。

〒123-4567
東京都千代田区〇-〇-〇
発明 太郎 様
(代理人がいる場合は代理人宛に通知されます。)

情報提供に対するお知らせ

作成日 令和7年1月28日

特許庁審査官 新崎 純 (1234)

特願2022-456789号(特開2023-678901号公報)に対して情報提供をいただきありがとうございました。検討の結果、いただきました情報は審査に利用しました。

☒ アイテムを選択してください
☐ 審査に利用しました
☐ 審査に利用しませんでした
☐ 既に審査に利用していました

(※)「審査に利用」とは、審査官が拒絶理由通知・補正却下の決定・前置報告などを作成する際にその情報を利用したことを言います。

(情報提供者へのフィードバック内容の例)

(3) 情報提供者の情報提供に関する面接等の機会

情報提供者は特許出願の審査等における当事者ではないため、当該情報に関する釈明、対象出願の特許の可否についての説明等のために、面接や電話等により審査官等に連絡をとることはできません。

(4) 提供された情報の閲覧・交付等

- ・刊行物等提出書、提出された刊行物等は、閲覧・交付等（特例法12条）の対象となり、閲覧請求をすると原則誰でも閲覧することができます²²。
- ・なお、匿名での情報提供の場合には、J-PlatPatの審査書類情報照会や閲覧・交付においては、識別番号や送信者を特定できるような情報は表示されません。また、審査官等に対しても情報提供者を特定できるような情報は提供されません。情報提供者に関する出願人等からの照会にも一切応じておりません。

²² 閲覧方法は、「3.2. 提供された情報の確認方法」を参照

2.9. その他

● 「刊行物等提出書」の提出方法

(i) 出願ソフトを使用したオンライン提出【推奨】

※オンライン提出された情報は、他の方法と比較して早期に審査官等に届きます。

(ii) 郵送

宛先「〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁長官宛」

(iii) 窓口へ提出

特許庁出願課受付窓口（特許庁 1 階）に提出

※電子メール、電話、ファクシミリでは受け付けていません。

● 手数料

不要

3. 自己の特許出願に情報提供がされたとき

3.1. 出願人への通知

特許出願に対して情報提供がされたときには、出願人に対してその旨が通知されます²³。出願人は、情報提供の内容を踏まえて、自発的に補正することや、情報提供の内容に反論する意見書や上申書を提出することができます。

通知書
令和○年○月○日
特許庁長官
特許提出者代理人 ○○様
特願○○○○○－○○○○○○○
上記出願に対し、令和○年○月○日付けで、刊行物等提出書による情報の提供がされましたのでお知らせします。
提供された情報は、当該出願の「ファイル記録事項の閲覧請求」又は「ファイル記録事項記載書類の交付請求」をすることにより、その内容を知ることができます。

(出願人への通知内容)

²³ 出願ソフトを利用した出願の場合は出願ソフトにて、紙での出願の場合は郵送で、通知がされます。代理人があるときは代理人宛に通知されます。

3.2. 提供された情報の確認方法

- ・「刊行物等提出書」の内容は、閲覧・交付等の請求（特例法12条）により確認できます^{24,25}。
- ・請求及び閲覧・交付等は、出願ソフト、窓口、郵送にて行うことができます。閲覧・交付等の請求の手続の詳細については、[特許庁HP「証明・閲覧に関する手続」](#)を御覧ください。
- ・閲覧・交付等の請求は、代行サービスを利用することもできます²⁶。

²⁴ 出願人のみならず、誰でも閲覧・交付を請求することができます。所定の手数料がかかります。

²⁵ J-PlatPatでは「3.1」の「通知書」を確認することはできますが、「刊行物等提出書」の内容を確認することはできません。

²⁶ 特許庁HP「[特許情報提供事業者リスト集 3. 文献サービス](#)」。※このリスト集の掲載内容は、各情報提供事業より提供された情報に基づいて作成されています。特許庁が、掲載されている事業者のサービス内容を保証するものではありません。

4. 出願人以外の第三者が、他者が提供した情報の確認をしたいとき

- 提供された情報の確認

提供された情報は、誰でも閲覧・交付等の請求（特例法12条）により確認することができます。閲覧・交付等を請求した際は、請求がされた事実と請求をした者の情報等が履歴として記録されます。匿名で閲覧・交付等を請求したいときは、代行サービスを利用して請求をすることもできます（「3.2. 提供された情報の確認方法」を参照）。

- 情報提供がされた特許出願の案件状態の確認

- ・特許出願の案件状態は、J-PlatPatで確認することができます。

5. 参考情報

● 情報提供のQ A集

[特許庁HP](#)には情報提供についてよくある質問・回答を掲載

● 特許・実用新案 審査基準・審査ハンドブック

拒絶理由の記載ぶり、刊行物等の書誌的事項の記載要領、特許出願・実用新案登録出願に対して情報提供があった場合の審査の進め方等に関する情報を掲載

[特許・実用新案 審査基準](#) [特許・実用新案審査ハンドブック](#)

● 商標登録出願に対する情報提供

[特許庁HP（商標登録出願に関する情報提供について）](#) も参照

● 審判における情報提供

[特許庁HP（付与後情報提供）](#)、[審判便覧 10「情報提供」](#) も参照

● インターネット出願ソフトに関すること

- ・ [電子出願サポートサイト](#)、[操作マニュアル](#)（特許庁外リンク）

● 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の使い方に関すること

- ・ [特許情報プラットフォームヘルプデスク](#)（特許庁外リンク）

● 情報提供についての具体的な相談

- ・ [（独）工業所有権情報・研修館 産業財産権相談窓口](#)（特許庁外リンク）

特許庁に設置されている知財の相談窓口

- ・ [INPIT 知財総合支援窓口](#)（特許庁外リンク）

全国47都道府県に設置されている知財の総合支援窓口

● 国際出願についての第三者情報提供について

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に対する新規性又は進歩性に関する第三者情報提供制度については[こちら](#)を参照